

「課長級対象プログラム（仮称）支援業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領

制 定 令和8年3月9日 総人材第993号

（趣旨）

第1条 「課長級対象プログラム（仮称）支援業務委託」について、横浜市総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定委員会要綱」という。）の規定に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、業務説明資料及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「課長級対象プログラム（仮称）支援業務委託」に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施方針及び実施体制
- (3) 当該業務についての具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 類似業務の実績
 - (2) 提案内容
 - (3) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、応募多数（4者以上）の場合は第1次評価として書類選考を行うものとする。ただし、応募数が3者以下の場合は第1次評価を省略する。
 - 3 第2次評価として提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 4 「提案内容」においてE評価のある者は原則として選定しない。
 - 5 提案書の内容及びヒアリングの結果を基に算出した評価点が高い者を特定する。評価点が高点の場合は、評価委員会にて採択を行い、当該業務にもっとも適した者を特定する。
 - 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 総務局人事課長

副委員長 総務局総務課長

委員 政策経営局経営戦略課長、総務局行政マネジメント課長、総務局人材開発課長

このほか、委員長は、必要があると認めるときは、委員を指名し、又は委員を変更することができる。

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 欠席した委員の評価は集計には含めない。

6 委員長は、評価結果を総務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。ただし、第1次評価結果については報告しないものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

7 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は令和8年3月9日から施行する。

(組織改正等に伴う読み替え)

第2条 この要領に定める組織名、職名については、要領施行後に組織改正その他の理由により当該組織名、職名に変更が生じた場合には、当該職務に相当する組織・者をもって、これを読み替えるものとする。